

令和5年度 東総地区最終処分場（一般廃棄物最終処分場）の維持管理状況

令和6年3月末現在

1 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

項目	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
埋立物及び種類	溶融飛灰処理物	185.44t	155.14t	155.27t	145.94t	185.66t	111.78t	136.97t	182.07t	70.28t	173.94t	99.84t	173.03t	1,775.36t
	脱水汚泥	1.37t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	3.29t	2.62t	2.22t	2.47t	1.71t	0.00t	3.04t	16.72t
	合計	186.81t	155.14t	155.27t	145.94t	185.66t	115.07t	139.59t	184.29t	72.75t	175.65t	99.84t	176.07t	1,792.08t

2 擁壁等及び遮水工、調整池の点検

擁壁等の点検	点検日	R5.4.27	R5.5.29	R5.6.29	R5.7.24	R5.8.30	R5.9.27	R5.10.31	R5.11.29	R5.12.27	R6.1.29	R6.2.27	R6.3.29
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし						
遮水工の点検	点検日	R5.4.27	R5.5.29	R5.6.29	R5.7.24	R5.8.30	R5.9.27	R5.10.31	R5.11.29	R5.12.27	R6.1.29	R6.2.27	R6.3.29
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし						
調整池の点検	点検日	R5.4.27	R5.5.29	R5.6.29	R5.7.24	R5.8.30	R5.9.27	R5.10.31	R5.11.29	R5.12.27	R6.1.29	R6.2.27	R6.3.29
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし						
損壊又は遮水効果が低下する恐れがある場合、措置を講じた年月日及びその内容													

3 浸出液処理設備及び導水管等の点検

浸出液処理設備の点検	点検日	R5.4.27	R5.5.29	R5.6.29	R5.7.24	R5.8.30	R5.9.27	R5.10.31	R5.11.29	R5.12.27	R6.1.29	R6.2.27	R6.3.29
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし						
導水管等の点検	点検日	R5.4.27	R5.5.29	R5.6.29	R5.7.24	R5.8.30	R5.9.27	R5.10.31	R5.11.29	R5.12.27	R6.1.29	R6.2.27	R6.3.29
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし						
浸出液処理設備の機能及び導水管等の防凍措置に異常がある場合、措置を講じた年月日及びその内容													

4 残余埋立容量の測定

残余埋立容量の測定	測定日	R6.3.20
	測定結果	31788.1m ³

令和5年度 東総地区最終処分場（一般廃棄物最終処分場）の水質検査結果

令和6年3月末現在

表1 上流側モニタリング井戸（上総層）

検査項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取日	—	—	R5. 4. 5	R5. 5. 10	R5. 6. 7	R5. 7. 5	R5. 8. 2	R5. 9. 6	R5. 10. 11	R5. 11. 1	R5. 12. 13	R6. 1. 10	R6. 2. 13	R6. 3. 6
結果が得られた日	—	—	R5. 4. 12	R5. 5. 19	R5. 6. 16	R5. 7. 14	R5. 8. 22	R5. 9. 15	R5. 10. 20	R5. 11. 13	R5. 12. 22	R6. 1. 19	R6. 3. 5	R6. 3. 14
No.1 電気伝導率	ms/m	—	24	23	23	23	24	24	22	22	23	23	23	24
2 塩化物イオン濃度	mg/l	—	21	19	20	20	20	21	21	20	20	16	17	20
3 アルキル水銀	mg/l	検出されないこと											0.0005未満	
4 総水銀	mg/l	0.0005以下											不検出	
5 カドミウム	mg/l	0.003以下											0.0003未満	
6 鉛	mg/l	0.01以下											0.001未満	
7 六価クロム	mg/l	0.05以下											0.005未満	
8 砒素	mg/l	0.01以下											0.001	
9 全シアン	mg/l	検出されないこと											不検出	
10 ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと											不検出	
11 トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下											0.001未満	
12 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下											0.001未満	
13 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下											0.002未満	
14 四塩化炭素	mg/l	0.002以下											0.0002未満	
15 1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下											0.0004未満	
16 1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下											0.01未満	
17 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下											0.004未満	
18 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下											0.0005未満	
19 1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下											0.0006未満	
20 1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下											0.0002未満	
21 チウラム	mg/l	0.006以下											0.0006未満	
22 シマジン	mg/l	0.003以下											0.0003未満	
23 チオベンカルブ	mg/l	0.02以下											0.002未満	
24 ベンゼン	mg/l	0.01以下											0.001未満	
25 セレン	mg/l	0.01以下											0.001未満	
26 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下											0.005未満	
27 クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	mg/l	0.002以下											0.0002未満	
結果が得られた日	—	—											R6. 3. 11	
28 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下											0.026	
水質悪化が認められた場合、措置を講じた年月日及びその内容														

※法定検査頻度 No. 1又は2：月1回以上、No. 3～28：年1回以上

令和5年度 東総地区最終処分場（一般廃棄物最終処分場）の水質検査結果

令和6年3月末現在

表2 上流側モニタリング井戸（下総層）

検査項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取日	—	—	R5. 4. 5	R5. 5. 10	R5. 6. 7	R5. 7. 5	R5. 8. 2	R5. 9. 6	R5. 10. 11	R5. 11. 1	R5. 12. 13	R6. 1. 10	R6. 2. 13	R6. 3. 6
結果が得られた日	—	—	R5. 4. 12	R5. 5. 19	R5. 6. 16	R5. 7. 14	R5. 8. 22	R5. 9. 15	R5. 10. 20	R5. 11. 13	R5. 12. 22	R6. 1. 19	R6. 3. 5	R6. 3. 14
No.1 電気伝導率	ms/m	—	67	72	78	80	69	74	72	70	77	77	74	68
2 塩化物イオン濃度	mg/l	—	28	28	33	32	28	32	33	33	35	33	32	30
3 アルキル水銀	mg/l	検出されないこと											不検出	
4 総水銀	mg/l	0.0005以下											0.00005未満	
5 カドミウム	mg/l	0.003以下											0.0003未満	
6 鉛	mg/l	0.01以下											0.001未満	
7 六価クロム	mg/l	0.05以下											0.005未満	
8 砒素	mg/l	0.01以下											0.001未満	
9 全シアン	mg/l	検出されないこと											不検出	
10 ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと											不検出	
11 トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下											0.001未満	
12 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下											0.001未満	
13 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下											0.002未満	
14 四塩化炭素	mg/l	0.002以下											0.0002未満	
15 1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下											0.0004未満	
16 1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下											0.01未満	
17 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下											0.004未満	
18 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下											0.0005未満	
19 1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下											0.0006未満	
20 1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下											0.0002未満	
21 チウラム	mg/l	0.006以下											0.0006未満	
22 シマジン	mg/l	0.003以下											0.0003未満	
23 チオベンカルブ	mg/l	0.02以下											0.002未満	
24 ベンゼン	mg/l	0.01以下											0.001未満	
25 セレン	mg/l	0.01以下											0.002	
26 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下											0.005未満	
27 クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	mg/l	0.002以下											0.0002未満	
結果が得られた日	—	—											R6. 3. 11	
28 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下											0.016	
水質悪化が認められた場合、措置を講じた年月日及びその内容														

※法定検査頻度 No. 1又は2：月1回以上、No. 3～28：年1回以上

令和5年度 東総地区最終処分場（一般廃棄物最終処分場）の水質検査結果

令和6年3月末現在

表3 下流側モニタリング井戸（上総層）

検査項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取日	—	—	R5. 4. 5	R5. 5. 10	R5. 6. 7	R5. 7. 5	R5. 8. 2	R5. 9. 6	R5. 10. 11	R5. 11. 1	R5. 12. 13	R6. 1. 10	R6. 2. 13	R6. 3. 6
結果が得られた日	—	—	R5. 4. 12	R5. 5. 19	R5. 6. 16	R5. 7. 14	R5. 8. 22	R5. 9. 15	R5. 10. 20	R5. 11. 13	R5. 12. 22	R6. 1. 19	R6. 3. 5	R6. 3. 14
No.1 電気伝導率	ms/m	—	43	44	44	40	45	46	43	43	44	44	44	44
2 塩化物イオン濃度	mg/l	—	36	34	36	32	34	32	33	35	33	33	34	34
3 アルキル水銀	mg/l	検出されないこと											不検出	
4 総水銀	mg/l	0.0005以下											0.00005未満	
5 カドミウム	mg/l	0.003以下											0.0003未満	
6 鉛	mg/l	0.01以下											0.001未満	
7 六価クロム	mg/l	0.05以下											0.005未満	
8 砒素	mg/l	0.01以下											0.001	
9 全シアン	mg/l	検出されないこと											不検出	
10 ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと											不検出	
11 トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下											0.001未満	
12 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下											0.001未満	
13 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下											0.002未満	
14 四塩化炭素	mg/l	0.002以下											0.0002未満	
15 1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下											0.0004未満	
16 1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下											0.01未満	
17 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下											0.004未満	
18 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下											0.0005未満	
19 1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下											0.0006未満	
20 1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下											0.0002未満	
21 チウラム	mg/l	0.006以下											0.0006未満	
22 シマジン	mg/l	0.003以下											0.0003未満	
23 チオベンカルブ	mg/l	0.02以下											0.002未満	
24 ベンゼン	mg/l	0.01以下											0.001未満	
25 セレン	mg/l	0.01以下											0.001未満	
26 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下											0.005未満	
27 クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	mg/l	0.002以下											0.0002未満	
結果が得られた日	—	—											R6. 3. 11	
28 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下											0.020	
水質悪化が認められた場合、措置を講じた年月日及びその内容														

※法定検査頻度 No. 1又は2：月1回以上、No. 3～28：年1回以上

令和5年度 東総地区最終処分場（一般廃棄物最終処分場）の水質検査結果

令和6年3月末現在

表4 地下水集水ピット（下総層）

検査項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取日	—	—	R5. 4. 5	R5. 5. 10	R5. 6. 7	R5. 7. 5	R5. 8. 2	R5. 9. 6	R5. 10. 11	R5. 11. 1	R5. 12. 13	R6. 1. 10	R6. 2. 13	R6. 3. 6
結果が得られた日	—	—	R5. 4. 12	R5. 5. 19	R5. 6. 16	R5. 7. 14	R5. 8. 22	R5. 9. 15	R5. 10. 20	R5. 11. 13	R5. 12. 22	R6. 1. 19	R6. 3. 5	R6. 3. 14
No.1 電気伝導率	ms/m	—	62	64	64	68	71	67	61	62	63	63	63	68
2 塩化物イオン濃度	mg/l	—	27	26	28	25	36	26	26	29	26	27	26	42
3 アルキル水銀	mg/l	検出されないこと											不検出	
4 総水銀	mg/l	0.0005以下											0.00005未満	
5 カドミウム	mg/l	0.003以下											0.0003未満	
6 鉛	mg/l	0.01以下											0.001未満	
7 六価クロム	mg/l	0.05以下											0.005未満	
8 砒素	mg/l	0.01以下											0.001未満	
9 全シアン	mg/l	検出されないこと											不検出	
10 ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと											不検出	
11 トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下											0.001未満	
12 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下											0.001未満	
13 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下											0.002未満	
14 四塩化炭素	mg/l	0.002以下											0.0002未満	
15 1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下											0.0004未満	
16 1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下											0.01未満	
17 1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下											0.004未満	
18 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下											0.0005未満	
19 1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下											0.0006未満	
20 1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下											0.0002未満	
21 チウラム	mg/l	0.006以下											0.0006未満	
22 シマジン	mg/l	0.003以下											0.0003未満	
23 チオベンカルブ	mg/l	0.02以下											0.002未満	
24 ベンゼン	mg/l	0.01以下											0.001未満	
25 セレン	mg/l	0.01以下											0.001	
26 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下											0.005未満	
27 クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	mg/l	0.002以下											0.0002未満	
結果が得られた日	—	—											R6. 3. 11	
28 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下											0.016	
水質悪化が認められた場合、措置を講じた年月日及びその内容														

※法定検査頻度 No. 1又は2：月1回以上、No. 3～28：年1回以上

水質検査採取場所 (モニタリング3か所、地下水集水ピット1か所)

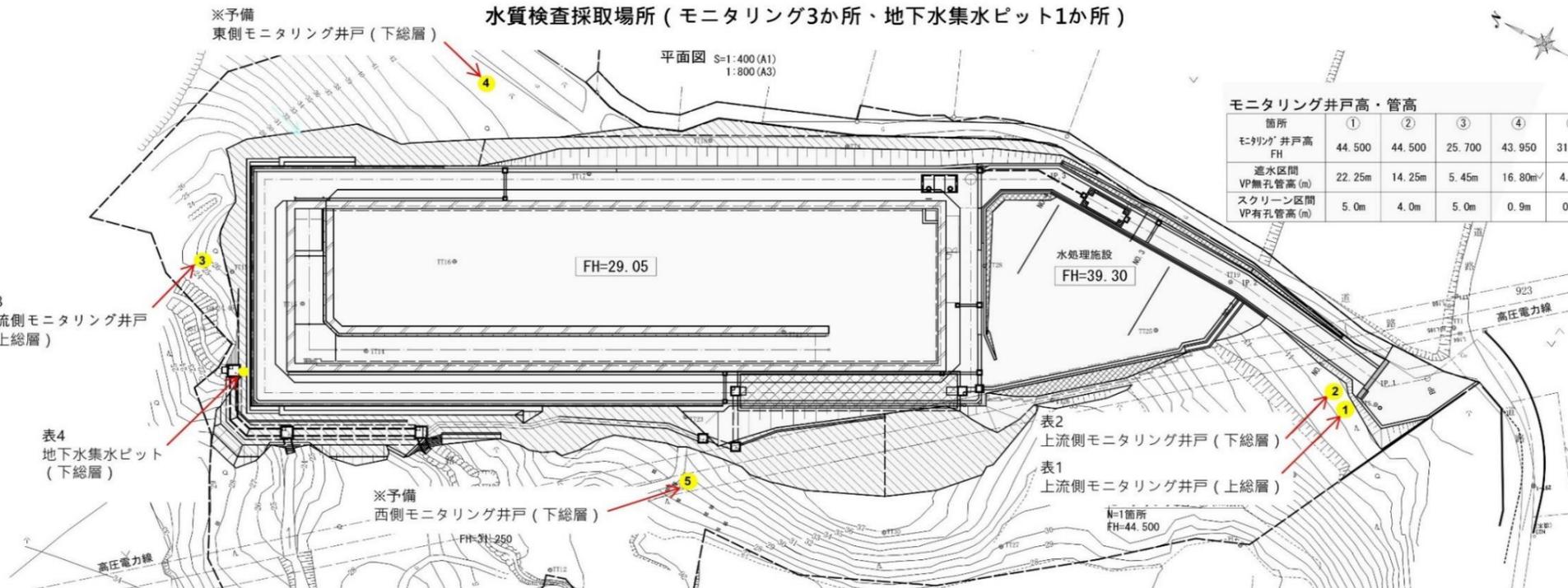


表3
下流側モニタリング井戸
(上総層)

表4
地下水集水ピット
(下総層)

表2
上流側モニタリング井戸 (下総層)

表1
上流側モニタリング井戸 (上総層)

モニタリング井戸構造図 S=1:20 (A1)
1:40 (A3)

表1
上流側モニタリング井戸 (上総層)

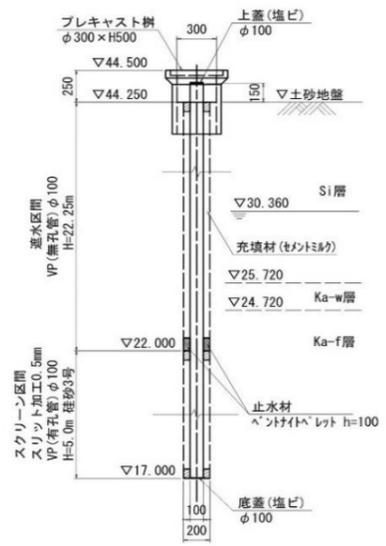


表2
上流側モニタリング井戸 (下総層)

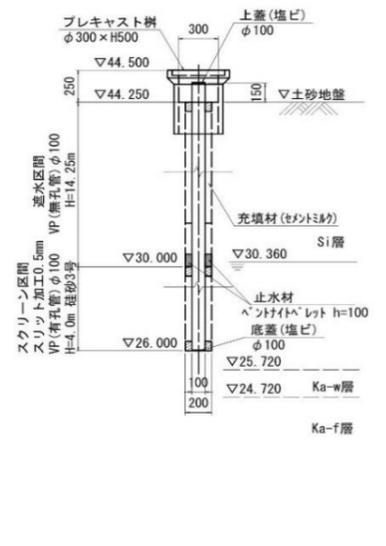
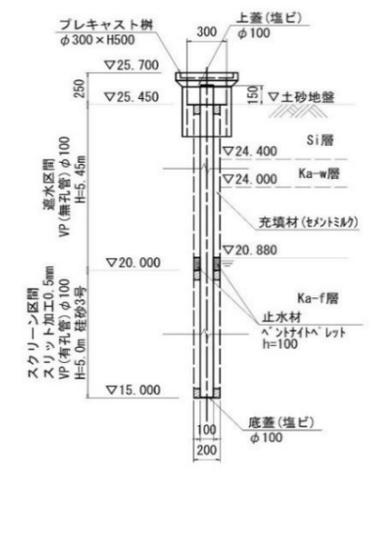
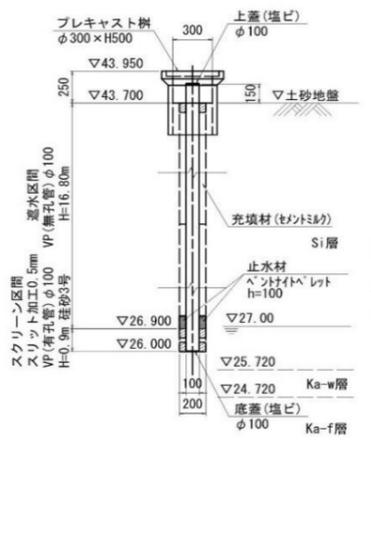


表3
下流側モニタリング井戸 (上総層)



※予備
東側モニタリング井戸 (下総層)



※予備
西側モニタリング井戸 (下総層)

